

資金	対象	資金概要	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
修学資金	児童(子)	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	【別表１】 ※1	就学期間中	卒業後 6ヶ月	10年以内	無利子
就学支度資金	児童（子）	就学、修業するために必要な入学金、被服、くつ、鞆等に必要な資金（小・中学校については所得制限あり）	【別表２】 ※1		卒業後 6ヶ月	【就学】 10年以内 【修業】 5年以内	無利子
修業資金	児童（子）	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額68千円以内 特別460千円以内※2	知識技能を習得する期間中５年以内	知識技能 取得後1年	10年以内	無利子
就職支度資金	母 父 寡婦 児童(子)	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般110千円以内 特別340千円以内※3		1年	6年以内	無利子 （母・父・寡婦は 連帯保証人なし年1%）
技能習得資金	母 父 寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	【一般】 月額68千円以内 【特別】 一括816千円以内 運転免許460千円以内	知識技能を習得する期間中５年以内	知識技能 習得後1年	10年以内	無利子 （連帯保証人なし年 1%）
医療介護資金	母 父 寡婦 児童(子)	医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が１年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	【医療】 一般340千円以内 特別510千円以内 【介護】 500千円以内		6ヶ月	5年以内	無利子 （連帯保証人なし年 1%）
生活資金	母 父 寡婦	◎知識技能を取得している間 ◎医療若しくは介護を受けている間 ◎ひとり親家庭になって間もない（7年未満）母(父)の生活を安定継続する間（生活安定期間） ◎失業中 上記の期間で生活を安定・継続するのに必要な生活補助資金 ◎家計急変者　児童扶養手当受給相当まで所得が減少した者が手当の支給が開始されるまで等の間	【一般】 月額118千円 一括354千円 【技能】 月額141千円 一括423千円 ※4	◎知識技能を習得する期間中５年以内 ◎医療又は介護を受けている期間中1年以内 ◎離職した日の翌日から1年以内 ◎生活安定期間、家計急変者は当初3ヶ月以内	6ヶ月	【技能習得】 10年以内 【医療・介護】 5年以内 【生活安定】 8年以内 【失業】 5年以内 【家計急変】 10年以内	無利子 （連帯保証人なし年 1%）
住宅資金	母 父 寡婦	住宅を建設、購入、補修、保全、改築、増築するのに必要な資金	【一般】1,500千円 【特別】2,000千円 ※5		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	無利子 （連帯保証人なし年 1%）
転宅資金	母 父 寡婦	住宅を移転するため住宅の賃貸に際し必要な資金	260千円		6ヶ月	3年以内	無利子 （連帯保証人なし年 1%）
結婚資金	母 父 寡婦	母子(父子)家庭の母(父)の扶養する児童、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	340千円		6ヶ月	5年以内	無利子 （連帯保証人なし年 1%）